

2019.9.1

あなたと市議会を結ぶ

葛城市議会だより

No.34

- 6月議会(6月17日~27日)議案の審査と結果 ……2~5
- 11人の議員が一般質問で市政を問う …… 6~11
- 常任委員会、特別委員会報告 …… 12~13
- 議会トピックス、編集後記 …… 14

■発行 葛城市議会 ■編集 議会だより編集委員会
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地 TEL.0745-69-3001
<http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

本会議や委員会の詳しい内容につきましては、市ホームページの「葛城市議会」に会議録を順次掲載します
本会議や委員会の様子を一定の期間、インターネット動画で配信しています

令和元年第2回葛城市議会定例会

6月17日から27日までの会期で開催しました。

本定例会では、人事案件、条例の制定や一部改正、令和元年度補正予算など様々な議案を審議しました。

議会審議日程

- 6月7日 議会運営委員会
- 6月17日 本会議（議案提案）
- 19日 本会議（一般質問）
- 20日 本会議（一般質問）
- 21日 総務建設常任委員会
- 24日 厚生文教常任委員会
- 25日 予算特別委員会
- 26日 旧町時代における未処理金調査特別委員会
- 27日 本会議（議案採決）

議案の主な内容と付託委員会での審査内容及び本会議での議決結果

人事案件

議第28号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めるとについて

本会議 全会一致により同意

宅康次 氏（董）

報告案件

報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について

若干の質疑あり

報第3号 平成30年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報第4号 平成30年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

以上3件については、一括議題として報告。

報第5号 平成30年度葛城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

若干の質疑あり

専決処分案件

承認第2号 専決処分の承認を求めるとについて（葛城市税条例の一部を改正することについて）

本会議 全会一致により承認

地方税法等の改正により、市民税及び軽自動車税について所要の改正を行うものです。

承認第3号 専決処分の承認を求めるとについて（葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて）

本会議 全会一致により承認

宅康次 氏（董）

条例関係

議第31号 葛城市住民投票条例を制定することについて

市政運営上の重要事項について、市民の意思表示手段としての住民投票制度を設け、市民の意思を市政に的確に反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、制定するものです。

総務建設常任委員会にて

問 今回、提案されている住民投票条例は常設型であるが、なぜ常設型が必要なのか。また地方自治法第74条の直接請求による個別設置型の住民投票条例ではだめなのか伺いたい。

答 直接請求による条例制定の場合、請求を受けた市長が、その都度、議会を招集して、住民投票条例の制定について議会での審議を要することになるが、常設型にすることにより、あらかじめ市民が請求できる住民投票の要件を定めておくことで、改めて議会の議決を経ずに市民から住民投票請求ができるようにするも

ので、議会制民主主義を補完し、市民の意思を市政に的確に反映できるものと考えている。

問 市政運営上の重要事項とは、どのような案件があるのか。なぜ今、この条例を制定する必要があるのか。

答 現時点で案件を例示することはできない。今後、市政運営上、重要な案件で、市民に賛否を問う必要がある場合に、間接民主主義を補完するための例外的な制度設置を提案しているものである。

問 4年に1度の選挙で選ばれている議員と市長が住民の代表として、しっかりと民意をくみ取って仕事を行えば、常設型の住民投票は必要ないのではないかと。また、今回の常設型の住民投票を実施するには1か月以内に有権者の4分の1以上の者の署名が必要とあり、住民投票実施のハードルが高いのではないかと。

答 常設型住民投票設置の是非については十分に議論していただいて、ご意見をいただきました。間接民主主義を補完するものなので、ハードルが低くはないと考えている。4分の1とした理由は、議会の議決を要件としない住民投票の実施にあたり、より高い慎重性の確保が必要と考え、最もハードルの高い議会の

解散や議員、市長の解職請求の要件である3分の1を踏まえて設定している。

賛成と反対の討論あり
本会議 賛成と反対の討論あり
賛成少数により否決

議第32号 葛城市忍海集会所条例を制定することについて

市の出先機関としての機能と地域の公民館としての機能を併せ持った忍海集会所について、今回、市の組織である人権政策課が新庄庁舎へ移転したことに伴い、地域の公民館として活用できるように制定するものです。

厚生文教常任委員会にて
本会議 全会一致により可決
質疑、討論なし

議第33号 葛城市税条例等の一部を改正することについて

地方税法等の改正により、軽自動車税に環境性能割と種別割が創設されたこと及び法人市民税の法人税割の税率を引き下げる改正を行うものです。

総務建設常任委員会にて

質疑、討論なし

本会議 反対の討論があり賛成多数により可決

議第34号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて

不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の改正により、従来の「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称変更されたことを受け、規定の整備を行うものです。

総務建設常任委員会にて

本会議 全会一致により可決
質疑、討論なし

議第35号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正により、災害援護資金の貸付けに関する規定の整備を行うものです。

厚生文教常任委員会にて

本会議 全会一致により可決
質疑、討論なし

議第36号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

基準の改正により、放課後児童支援員の資格等について所要の改正を行うものです。

厚生文教常任委員会にて

本会議 全会一致により可決
若干の質疑あり、討論なし



▲磐城小学校校区学童保育所

議第37号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

基準の改正により、卒園後の連携施設の確保に関する緩和措置と自園調理の原則適用に係る経過措置期間の延長等について所要の改正を行うものです。

厚生文教常任委員会にて

問 本市においては、家庭的保育事業等の地域型保育事業を行っている事業所がないにも関わらず今回の改正をする目的は何か。

答 今回の改正は国が示す「従うべき基準」に改正したもので、従来の基準を緩和するもの。今後、参入し

たいと思う事業所が出てこられた時に対応するためのものである。

問 今回の改正の主な内容は何か。
答 改正点は4点ある。【1点目】0歳～2歳までの子どもを対象とする家庭的保育事業者等は、卒園後の子どもに保育所等の連携施設を確保しなければならぬが、確保が難しい場合は、従来の施設に加え利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設については連携施設と認めることができる。【2点目】地域の実情に併せ、すでに3歳以上についても保育をしている家庭的保育事業者等については、連携施設は不要。【3点目】

居室以外で自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を、5年から10年に延長する。【4点目】連携施設を確保しないことができる経過措置期間を5年間から10年間に延長する。というものである。

本会議 賛成と反対の討論あり
賛成多数により可決

議第38号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて

介護保険法施行令の改正により、

第1号被保険者のうち低所得者に対する介護保険料の軽減強化について所要の改正を行うものです。
厚生文教常任委員会にて

本会議 全会一致により可決

議第39号 葛城市道の駅かつらぎ案

例の一部を改正することについて

道の駅かつらぎの多目的広場の利用手続き、料金等を定めるため、所要の改正を行うものです。
総務建設常任委員会にて

本会議 全会一致により可決



▲道の駅かつらぎ多目的広場

議第40号 葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

道路構造令の改正により、本条例において当該政令を引用している部

分について所要の改正を行うものです。
総務建設常任委員会にて

本会議 全会一致により可決

予算関係

これまで補正予算の審査方法については、一般会計は各常任委員会に

関係部分を分割付託し、特別会計は所管の常任委員会に付託して、それぞれ審査していましたが、今定例会より一般会計は分割付託をせずに、

予算特別委員会を設置し、一般会計と特別会計をあわせて付託し審査することになりました。

予算特別委員会

- ◎下村正樹 ○増田順弘
- 杉本訓規 奥本佳史 谷原一安
- 内野悦子 岡本吉司 西川弥三郎
- (◎委員長、○副委員長)

議第42号 令和元年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

主な補正内容は、総務費では「産業廃棄物撤去等請求事件」の訴えの変更申立てによる訴訟着手金の追加、民生費では「幼児教育・保育無償化」

に伴う諸経費の追加、農林商工費では、花火大会の開催に係る「観光協会」への補助金の追加及びプレミアム付商品券事業に係る予算の組替え、教育費では国の2次補正予算に伴い、3月議会で追加提案し、予算を補正した、小学校トイレ改修事業及び磐城小学校附属幼稚園改築事業について、重複している令和元年度予算の減額、また、「幼児教育・保育無償化」に伴う諸経費の追加等です。

予算特別委員会にて

問 法律相談業務等委託料807万3千円については、柞の郷の損額賠償請求に対応する弁護士費用なのか。また今後も追加があるのか。

答 葛城市に対して、3億5千万円を損害賠償請求されている、民事訴訟にかかる着手金としての弁護士費用である。今後、訴訟が進み、勝訴すれば成功報酬も必要になってくる。
要望 この件に関しては、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会や協議会の中で、できる限り報告していただきたい。

問 花火大会にかかる観光協会補助金については、今後も継続していくのか。

答 昨年度中止となった花火大会を、今年度は新たに葛城市商工会青

年部・葛城青年会議所のメンバーを中心とした実行委員会を立ち上げ、復活に向けて努力していただいているので、市としても出来る限りバックアップしていきたいと考えている。次年度以降については、今年度の花火大会の開催が決定して、実施された後に、内容を確認してから考えていきたい。

問 プレミアム付商品券事業の減額理由と実施スケジュールは。

答 今回の減額理由については、当初制度の枠組みが決定していない中、市が直接執行する前提で予算計上をしていたが、制度的な変更もあり、一部販売業務等を委託できることになり、委託事業に予算を組み替えるものである。実施スケジュールについては、7月には低所得対象者の抽出を行い、8月下旬ごろから申請の受付を開始し、審査を経て該当者には順次購入引換券を配布し、3歳児未満の子どもを持つ子育て世帯に対しては、9月ごろに購入引換券を配布する予定である。商品券の使用期限は令和2年3月末までとなる。低所得者の対象者の方は、申請が必要となることから、遺漏のないように周知徹底をしてまいりたい。

賛成の討論あり

6月議会の

本会議 全会一致により可決

議第43号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

保険事業勘定は歳入歳出予算の総額に増減はなく、消費税増税に伴う措置として、低所得者に対する介護保険料の軽減強化を図り、基準額に対する軽減割合の引き上げに伴い、介護保険料の歳入額を減額し、同額を繰入金として追加するものです。
予算特別委員会にて

問 低所得者に対する介護保険料の軽減措置については、令和2年度までの措置なのか。

答 今回の介護保険料の軽減措置については、消費税増税に伴い、所得段階が第1段階から第3段階の方について保険料の軽減強化を行うものである。消費税引き上げは10月からのため、今年度は半分の軽減を行い、令和2年度以降については4月より完全実施となる。令和3年度以降も継続して実施する予定である。

本会議 全会一致により可決

討論なし

その他

議第29号 市道の認定について

分譲住宅の開発に伴い帰属を受けた道路を市道認定するものです。
総務建設常任委員会にて

本会議 全会一致により可決

質疑、討論なし

議第30号 市道の変更について

道の駅かつらぎの整備により、既認定している路線を変更するものです。
総務建設常任委員会にて

本会議 全会一致により可決

質疑、討論なし

議第41号 工事請負契約の締結について(葛城市立磐城小学校附属幼稚園改築工事)

本工事について、一般競争入札を実施した結果、3社が応札し、株式会社森本組奈良営業所が落札し、契約金額7億162万2,900円で請負契約を締結しようとするものです。

厚生文教常任委員会にて

問 当初計画では建築確認はいつ頃許可されていたのか。また、計画変更に伴い設計金額はどの程度変更になったのか。

答 当初計画では、平成29年2月20日に建築確認がおり約6億円の予算を計上していた。計画変更に伴い、平成31年の当初予算では7億9千万円を計上し、一般競争入札を実施した結果、7億162万2,900円の契約となり、本年6月3日に建築確認がおりたところである。契約締結期間は議決の日から令和3年3月15日を予定している。

本会議 全会一致により可決

討論なし

意見書

次の意見書を本会議で全会一致により可決し、内閣総理大臣他関係機関に送付いたしました。

■児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

暴力を振るう、食事を与えない等の行為により保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでおり、こうした事態を防ぐため、児童虐待防止対策の強化に取り組むよう国に対して要望するものです。

6月定例会議案等に対する各議員の賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。そのほかについては全会一致で可決されました。

議案等番	件名	議席番号 氏名	議決結果														
			1 杉本訓規	2 梨本洪珪	3 吉村始	4 奥本佳史	5 松林謙司	6 谷原一安	7 内野悦子	8 川村優子	9 増田順弘	10 岡本吉司	11 西井覚	12 藤井本浩	13 吉村優子	14 下村正樹	15 西川弥三郎
議第31号	葛城市住民投票条例を制定することについて	否決	●	○	○	●	●	○	●	●	●	○	●	議長	○	●	●
議第33号	葛城市税条例等の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	議長	○	○	○
議第37号	葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	議長	○	○	○

○：賛成

●：反対

—：棄権

※議長は表決に加わりません



まつばやし しげのり
松林 謙

葛城市における自転車保険加入の促進を求める取組みについて

問 歩行者や他の自転車巻き込んだ自転車事故は、一向に減る傾向がなく、高額賠償の判決が相次いでいる。条例を制定し住民に自転車保険の加入を勧める自治体が増えているが、この事に対する市長の考えは？

市長 自転車保険制度は必要である



よしむら よしたか
吉村 始

市内小学校の校区割について

問 前回の質問で私は、校区検討のために①施設と児童数、②学年と児童数、③通学の負担等の三つの視点を提案し、答弁いただいた。一般論として、校区変更の難しさとは？

答 地域社会の歴史的経緯や兄弟の母校が異なる等の問題が伴うこと。

問 合併後、校区の検討はされたか。

うと考える。現在、奈良県で自転車の安全に関する条例を検討中であり、その結果を見定めたい。

尺土駅前開発期間中における駅舎のバリアフリー化の確保について

問 尺土駅の「エレベーター等によるバリアフリー化」の新たな整備目標は令和2年末までの達成目標となっている。駅前開発の完成時期が想定できないのであれば、現在の尺土駅南側にエレベーターを設置してバリアフリー化を図り、高齢者や障がいをお持ちの方々の権利を守るべきである。そして、正式に駅前開発が進む中で当初の計画のとおり、所定の箇所にエレベーターの設置を直

答 人口動態統計を用いて、校舎の増改築等、柔軟な対応をしてきた。

問 今後、校区割検討委員会の設置を考えるとすれば、留意点は？

答 市内の地域全体を見渡して協議し、広く意見を求める必要がある。

問 市長は前回、子育てと教育の財源を厚くしていきたいと答弁された。現時点での教育長の見解は？

教育長 校区割は、数字合わせではできないデリケートな問題。今後、児童数の増減も見込まれるが、校区変更は時期を見極める必要がある。

吉村始 児童数の増減に対して、これまで適切に対応してきたと理解するが、将来を見越した校区割議論の

すべきであると思うが、この事に対する市長の考えは？

市長 車イス対応のエスカレーターで一定の対応ができてると認識している。エレベーターの設置については、駅の整備事業の完結に伴って出来るだけ早く設置していきたい。

「暗所視支援眼鏡」の日常生活用具給付等事業の追加対象について

問 「網膜色素変性症」の様々な症状を補い助ける機能を持った「暗所視支援眼鏡」が製品化されたが、価格は40万円と高額なため患者は購入に踏み切れないのが現状である。市町村が行っている必須事業の一つである日常生活用具給付等事業の対象

場の設置の検討を改めて要望したい。

学校図書館の活性化について

問 学校図書館法に、各学校には司書教諭と学校司書を置く、とある。葛城市における司書教諭の配置は？

答 有資格の教諭から各校1名ずつ校長が任命しており、兼務が原則。

問 学校司書の配置はどうか？

答 司書教諭の「補助員」として市費で各校1名ずつ配置している。

問 非常勤職員という形ではあるが、全校配置の市は県内で本市と生駒市のみだ。司書教諭との役割分担は？

答 司書教諭は兼務なので、図書館業務は主に補助員が行っている。

問 現場で認識されている課題は？

品目に追加されれば、原則本人負担は一割となり、患者の負担軽減となる。病と闘う患者さんの生きる勇氣と希望に繋がる「暗所視支援眼鏡」を日常生活用具に認定して支援の手を差し伸べるべきであると思うが、このことに対する市長の考えは？

市長 まだ非常に新しい技術、機械であると認識している。また「暗所視支援眼鏡」を、日常生活用具給付等事業の対象品目に追加認定をしている事例は全国で一つの自治体のみであると認識している。今後、このことに関しては研究させて頂きたい。

答 本離れの中、子どもたちにかに本に親しんでもらえるかが課題。

問 学校図書館独自の役割とは？

答 学校での授業や学習に直結した活用が可能であること。

問 ベテランの先生の経験が選書等に生かされていると感じる。読解力を涵養する具体的な取り組みは？

答 朝読書という活動をしている。

問 読解力も含んだ国語力について、授業との連携も交えて見解を問う。

教育長 読み書き「算盤」ならぬ「発表」だ。発表とは、まとめてプレゼンする力。読書好きで国語力を持つた子を育てることを目指していく。

ここが聞きたい 一般質問



うちの 内野 悦子

交通安全対策について

問 通学路の安全点検、対応と状況についてお尋ねします。

答 各学校PTAが調査を行い危険箇所を安全合同会議に報告、実態確認した後、市においての対応はほぼ毎年完了しているが、県の対応（信号、横断歩道等）は未対応が多く、今後も県へ要望を続け解消に努める。



なしもと 梨本 圭

クリーンセンターの運営業務について

問 昨年12月議会にて、今後は包括委託が財政負担を軽減できるとの答弁があった。具体策を伺いたい。

答 令和2年4月からの運営管理について委託方法や期間等を検討しているが、人材の確保、委託・直営の役割分担の再構成等を検証している。

問 保育施設周辺道路の安全点検と状況について伺います。

答 保育園児を巻き込んだ事故を受け、散歩経路マップの作成・危険個所の抽出を取りまとめている。

問 通学路または通学路以外の道路の危険箇所の対応について伺います。

答 大津の事故を受け国土交通省、警察庁主体の安全点検を実施。過去5年間に重大事故等が発生した通学路が通過する箇所は、国道24号線北花内歩道橋付近の交差点が対象となり今後協議が行われる。まずは通学路を優先し通学路以外はその後検討していく。

内野 交通事故が度々起こる箇所の真に有効的な方法で運営するため、方針決定に時間を頂いている。

問 直営方式も検討頂きたい。また、選別や収集にかかっている時間と、それぞれの人員数を伺いたい。

答 稼働日数は254日で、リサイクル施設では7時間45分の分別作業を11名で行っている。委託収集分では不燃ごみが週1日（平均5〜6時間/日）を6名で、缶は週2日（平均4時間/日）を6名で、ピンは週1日（平均5時間/日）を6名で、大型ごみは週1日（平均6時間/日）を6名で収集している。

梨本 直営方式を提言するのは収集業務を行政資産と考えるからであり、

安全対策を協議体などでしっかりと進めて頂きたい。またゾーン30の設置要望もあるので早急に進めて頂きたい。

通級指導教室の拡充について

問 現在通級指導教室は新庄中学校に設置されていますが、小学校にも必要と思うが、今後の対応について伺います。

教育長 本市の場合は20人近くの特別支援教育支援員が子どもの横につく形をとっている。非常に手厚いと思っているが限界が来れば通級指導教室も考えなければと思っている。

子育て支援について

問 本市にはそれぞれ公立、私立3

様な角度からの検証をお願いする。

働き方改革について

問 葛城市において、働き方改革施行により変更となった取り組みは？

答 時間外勤務では、一部の職員が過重とならないよう業務配分を行うこと、年間360時間を超えての命令はできないこと、終礼を実施して仕事の状況を把握すること、1週間に1日のノー残業デーを設けて定時に1日のノー残業デーを取り組んでいる。

問 職員のワークライフバランスを整えるための取り組みを伺いたい。

答 時間外勤務の削減や年次有給休暇の取得促進を進めるため、業務量調査（JVC）を開始している。昨

つの保育所（園）がありますが、その内の當麻第一保育所、磐城第一保育所の耐震化について伺います。

答 磐城第一保育所は昭和52年に、當麻第一保育所は昭和53年にそれぞれ建設され、磐城第一保育所は改修・補強が必要。當麻第一保育所は今年度耐震診断を実施する予定で手続きを進めている。

問 當麻幼稚園の耐震診断について伺います。

答 耐震補強は必要ないが一部基準値を下回る所もある。その部分を改築か耐震補強か今後検討していく。

問 これらを一体化する認定こども園についての考えを伺います。

答 選択肢の一つとし今後検討する。

年9月から今年2月まで業務改革推進プロジェクトを運営し、いくつかの業務改革の提言を市長に行なった。

SDGsへの取り組みについて

問 SDGsとは何か？

答 国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標である。

問 葛城市における取り組みは？

答 既に十分に組み組んでいる施策もある。地方創生に向けた取り組みの基礎として位置付け、今年度中に改定予定の葛城市総合戦略に反映することにより、国際社会への貢献をPRしたいと考えている。



吉村 優子
よしむら ゆうこ

屋外広告物に対する規制について

問 景観保全のため、屋外広告物に対し規制を設けるべき。特にまだ看板が乱立していない山麓線沿いにおいては、看板等の天の高さを何段階かに決める、また色のトーンを抑えるなど何らかの規制が必要。そんな中、景観に関するアンケート調査やワークショップを実施。これらの目



杉本 くに規
すぎもと くに規

公共施設の喫煙場所について

問 葛城市直近のたばこ税の動向は。
答 平成28年度は2億2,725万5千円、平成29年度2億2,233万6千円、平成30年度は2億2,804万3千円で、税額に大きな増減なく安定的な自主財源である。
問 第1種施設については本年7月1日より健康増進法の一部改正によ

的・経緯について伺いたい。

答 葛城市には守るべき景観が多く存在。これらを大切にしたい景観と認識し、地域特有の個性あるまちづくりの実現を目的に実施。昨年9月、アンケート調査を、その後、葛城市景観策定委員会を設置、そして2度にわたり景観まちづくりワークショップを開催。景観ゾーンの区分、重点区域の選定について審議。今後は、景観形成に関する方針と景観づくりのルールを定め今年度中の葛城市景観計画策定を目指す。

問 アンケートやワークショップでは、景観ルールの必要性・葛城山や二上山の山々の景観やこれらの山々

り原則敷地内禁煙となり、屋外に必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置しなければならないが、葛城市ではどのような措置をされるのか。
答 喫煙場所と非喫煙場所を明確にパーテーション等で区画し、近隣の建物に隣接するような場所に設置しないよう配慮することで設置が可能。新庄庁舎は公用車の駐車場奥、當麻庁舎は分庁舎と當麻図書館の間の奥まった場所にサイクルポートを設置する予定。

杉本 年間約2億円のたばこ税を納めていただいている。受動喫煙対策をしっかりとした喫煙ルームをつくり安心してたばこを吸う設備をつく

を借景とした地域固有の景観を重視し、次世代に残したい景観として挙げられている。25年前に奈良県デザイン協会が出された冊子にも、山麓線沿いの景観は保全すべきとされている。以前の質問の際、前理事者より「那須町の規制」として看板等全て茶色・黒・白しか使用されておらず、こんな規制のかけ方もあるんだとの答弁もあったが、明日香村のように看板の色のトーンを抑える等で景観を保っている例もある。葛城市においては屋外広告物に対する規制はどのようになっていくのか。
答 高さについては上限を設け、色彩については、赤・緑・紫の原色のことについて伺いたい。

インフルエンザ予防接種助成について

問 奈良県内12市と中和保健所管内の実施状況は。
答 12市では実施しておらず、中和保健所管内では王寺町、曾爾村、御杖村が実施している。

問 王寺町を参考に葛城市で実施した場合どのくらいの金額になるのか。
答 1回の助成を1,500円とした場合、620万7千円の費用が必要である。

問 1回1,000円の場合は。
答 413万8千円が必要。

問 インフルエンザの流行を阻止で

使用範囲を定めている。

問 高さについては上限まで自由に設置ということで、バラバラ感は拭えない。地面から3段階など高さを決めることにより、統一感が出る。色彩においても、もっと思い切った規制により、良い景観に繋がると考えるが。

市長 山麓エリアの自然をいかに次世代に残せるかということが大切。広告物についても景観に沿ったものの条例改正を検討する。

吉村優 『景観の品格』『景観が財産であるという認識』で、素晴らしい景観を次世代に残してほしい。

ければ医療費も抑えられるかもしれない。少しでも予防接種の助成ができるように出来ないか。

市長 高齢者と子どもたちの作用性の違いなど、すべての事象をまずは調査させていただきたい。

杉本 インフルエンザは一旦流行すると感染を避けるのが難しく学級閉鎖を余儀なくされる。受験シーズンなどは特に保護者の方々は敏感になる。現段階で予防接種は効果的であり子ども達が安心して学習できるような、そして経済的に少しでも保護者の方々が助かるようにインフルエンザ予防接種助成を考えていただきたい。

ここが聞きたい 一般質問



谷原 かずやす
たにはら かずやす

高すぎる国民健康保険税の引き下げと、子どもにかかる均等割の軽減を

問 国民健康保険加入世帯の所得分布はどのようになっているか。

答 加入世帯数は約5,160世帯、そのうち所得ゼロ世帯は約1,700世帯、100万円未満は約1,310世帯、200万円未満は約1,220世帯などとなっている。



ますだ ひろぶみ
のぶひろ 順弘

体育施設の整備状況と運営について

問 今夏開催される全国中学校サッカー大会が本市で開催されるにあたり、第一健民運動場と新町運動公園グラウンドの芝生が整備されたが、今後市民に対してどのような利用を検討しているのか。

答 年間を通じてサッカー以外にもグラウンドゴルフなどにも利用しや

問 加入者世帯の約82%が所得200万円未満の世帯であり、国保税が重い負担となっている。全国知事会・全国市長会はどのような要望書を政府に提出しているか。

答 全国知事会などで組織する国保制度改善強化全国大会の直近の陳情書では、子どもにかかる均等割保険料を軽減する支援制度の創設など9項目を決議・陳情している。

問 全国30を越える市町村が子どもの均等割の減免制度を設けている。また、生活保護水準にある低所得世帯への申請減免制度を設けているところもある。葛城市においても、支払える国保税にするために、独自の

すいよう整備を進めております。

問 体育施設における熱中症対策はどのようにされているのか。

答 新庄・當麻スポーツセンターの各体育館、市民体育館にはスポットクーラーを設置予定。また、各体育施設には熱中症計を配備し注意喚起を行っている。

増田 屋外施設においては手薄であり、冷水機や飲料水の自動販売機の設置のほか、注意喚起の看板の設置や樹木による日陰対策も願っている。

市道兵家南今市線の問題解決に向けて
問 多額の費用をかけて整備されたこの道路の一部が通行出来ない状況

減免制度を設けるべきではないか。
答 保険税を県下で統一する方向となっており、市町村独自の減免制度は実施できない。18歳未満の均等割に関しては引き続き市長会等を通じて国に要望を続けて行く。

公正で効率的に公共事業をすすめることについて

問 道の駅がたつらぎ建設事業の不正問題に関わって、責任の追求、再発防止など一般質問してきたが、再発防止策の取り組み状況についてたずねる。監査は強化しているか。

答 監査事務を行う専任職員を1名増員して、定期監査の日数も増やす予定だ。さらに今までの審査に加え、

である。また山麓線兵家交差点においても信号機がなく危険な状況だが。

答 南今市の未共用部分については地元との協議の中で安全性の確保から信号設置を条件に供用を行うとなっていたが公安委員会から車の対向スペースが必要との指導があり用地確保の問題から現状の状況となっているが、今後高田バイパスの進捗も見ながら公安委員会及び地元との協議を重ね検討していきたい。また兵家交差点対策については令和2年をめどに交差点改良を進める。

増田 未共用周辺には複数の通学路がこの道路と交わっていることを認識した対策を講じていただきたい。

重点審査項目を設定し、関連した書類を直接確認していく。今年2月には随時監査も実施した。

谷原 関係法令と規則に基づき、事務が合理的・効率的に行われるよう監査の強化に努めていただきたい。

問 本年3月定例会で葛城市暴力団排除条例を実効あるものにする事について質問したが、具体的に進展したことはあるか。

答 葛城市入札参加資格審査申請の欠格要件を具体的に表記すること、何かあったときに警察への照会に同意をするという内容を誓約書に加えることを検討している。

問 この周辺エリアは通過車両が多く、市道等の地域幹線道路の充実が急務と考えるが。

市長 バイパス等の大きな道は、周辺の道への影響が大きい。それとの関連性を鑑みながら市道整備はしていくべきと理解している。

空き家対策について

問 本市の空き家対策は県下でも非常に遅れている状況であるが、今後どのように進めていくのか。

市長 本年度から、空き家コンシェルジュとの契約に基づいた相談業務に取りかかっている。その他、管理運営業務の委託、個別相談会や研修会の実施も予定している。



おくもと よしふみ
奥本 佳史

防災行政無線のトラブルについて

問 5月中旬、3つの大字で防災行政無線への放送録音ができなかった問題について、状況の把握・原因の究明・その後の対策について問う。

答 通信記録と聞き取りにより、当該3大字以外での事象発生が無いことは確認した。原因調査については、設置事業者への確認・点検の依頼は



にしい しげお
西井 覚

予算編成について

問 地方自治法では普通地方公共団体は、その所有に属さない現金等は保管することができないと規定してある。また歳計外では総務省令に定めるものを保管できるとなっている。平成30年2月5日に1億8千万円余りを歳計外現金として繰り入れた法的根拠は。

行ったが、回線事業者への連絡が遅れ、結果的に2週間遅れでの調査となり、その時点では異常や問題の再確認ができず、原因究明は困難となった。一応、予防的措置として機器の設置位置の変更を行った。

問 通信系トラブルは、素早い現地確認による障害の切り分けと対応が必須であるが、防災行政無線の保守契約はどうなっているのか？

答 防災行政無線は、平成30年11月末に引き渡しを受け、その後2年間は瑕疵担保責任期間中となるので保守契約を締結しておらず、事象発生時はスポット的な対応をしている。

奥本 防災行政無線は、どのような
答 元市長の申入書により葛城市の公金である可能性が高いということ、市長の判断で経緯が明らかになるまでの間、資金保全の措置として処理した。公金である可能性が高いが断定できない公金を預かってはいけない条文はない。顧問弁護士とも相談の上での措置である。

問 当時から1年4ヶ月経過したが、市として公金かどうか調査したのか。公金である可能性が高いが断定できないのであれば、市が調べるのが当然ではないか。市の諮問機関である市政検討委員会での検討課題にしたのか。
答 市としても当然調査する必要がある

時にも使えることが重要。天候や時間帯・回線の負荷状況の常時監視を含めた保守契約の導入をお願いする。

青色防犯パトロールについて

問 平成18年より運行されている青色防犯パトロールについて、児童・生徒の登下校時の巡回ルートと走行時間帯が、実情にマッチしていない。広範囲を回ろうとすることに無理があるので、学校区ごとに巡回ルートをローテーションするような運用はできないのか？

答 現状、中学校区の通学路を基本としての巡回は行っている。
問 それを小学校区とすることで、きめ細かな安全対策になるのでは非

あるが、この件については現在議会が百条委員会が設置されている。その調査に対しては市が積極的に協力しており、そのような意味では一緒に調査していると考えている。

問 百条委員会に積極的に協力していると言いつながら、以前1億8千万円余りの歳計外現金の繰り入れについて市長と面談した際、市長はこの措置が悪いのであれば百条委員会に呼んでくださいと申された。それが調査に協力している態度かどうか疑問である。市長の諮問機関である市政検討委員会も都合に応じて調査したり、しなかったりしているのではないかと思われる。市が調査しないかと思われても仕方がない。

検討していただきたい。また現状、集落内の狭い道路は巡回対象外となっているが、取り回しの問題か？

答 集落内道路に入ると、かえって歩行者の通行に支障をきたす恐れがあり、集落の外周・周辺を巡回している。

奥本 車両サイズに起因することなので、軽四輪車両の導入も検討したきたい。あと、防犯対策としての青パトは、夜間等の時間外の活動や取り締まり等の警察権の行使ができないため、地域の防犯団体や警察との連携を強化し、安心・安全のまちづくりに繋げていただきたい。

答 現在百条委員会で調査しているが、あえて市で調査せよとのことであれば調査する。しかし百条委員会が設置され1年数ヶ月経過したが、未だに1億8千万円余りのお金が公金かどうかの判断も下せない百条委員会のあり方について抗議する。

西井 そのような百条委員会を侮辱する発言をするなら、なぜ市で調査しないのか。公金の可能性があるなら本来調査する責任は百条委員会ではなく市にあるのではないか。市の怠慢を百条委員会の責任にするのはいかなるものかと思う。

ここが聞きたい 一般質問



かわむら 川村 ゆうこ 優子

巨大台風や豪雨に備え屋外広告物の安全点検について

問 屋外広告物は老朽化によって錆による腐食や緩み、亀裂などが発生している可能性があり、近年の豪雨や巨大台風、突風などにより事故につながる懸念があります。

平成27年に北海道札幌市でビルの外壁に緊結された看板の一部が落下

し歩行者にあたり負傷するという事件もおこっています。葛城市における屋外広告物の条例及び規則はどの様になっているのかお伺いします。

答 現在葛城市では奈良県屋外広告物条例で対応し、葛城市奈良県屋外広告物条例施行規則を制定し許可の基準などについて定めています。

問 管理義務、点検などに関すること

で、この度国土交通省で屋外広告物条例ガイドライン改正が平成28年4月28日示された。改正内容は

①屋外広告物を管理し、良好な状態を維持する責務がある。

②屋外広告物に対し、専門的知識を有する者に屋外広告物の点検をさ

せなければならぬ。

③屋外広告物の更新の申請をするときには点検結果を都道府県知事に提出しなければならぬ。

とありますが、奈良県との議論は進んでいるのかお伺いします。

答 本年5月27日に奈良県景観・自然環境課による屋外広告行政担当者会議が開催され、奈良県屋外広告物

条例及び施行規則の改正について説明があった。今後の予定として本年12月に概要、方針を確定し令和2年

6月30日に改正条例、改正規則を公布、施行は令和3年4月1日と聞いています。葛城市としても令和2年

6月30日、県の改正条例、改正規則

公布を受け市町村規則の改正手続きを行い、令和3年4月1日改正規則施行を予定しています。

川村 市民の安全・安心に繋がることである。市内でも過去に台風時に設置されている看板が飛ばされ、田んぼに落ち、農機具に絡み被害が出たことを市民の方から聞いています。

市が設置した看板などの点検も、各課で老朽具合をチェックしていただき、災害だから仕方ないという考えではなく、出来るだけ被害にならないために、行政主導で市民の皆様にもご協力願ひ、安全・安心のまちづくりをしていただきたいと思います。

※紙面の都合上、質疑の一部のみの紹介となっております。質疑の全容については市ホームページの「葛城市議会」会議録をご覧ください。

本会議や委員会の様子を一定の期間インターネット動画で配信しています。議会の動画は市ホームページの「葛城市議会」議会議中継でご覧になれます。

葛城市議会

検索

インターネット
中継



議会を傍聴してみませんか

※本会議及び委員会（一部除く）は傍聴することができます。

皆さんの生活に直結した重要な問題などの審議内容や市制を身近に知るため、また議員の活動や市議会の様子を知る良い機会ですので、ぜひお越しください。

詳しくは議会事務局までお問い合わせいただくか、市のホームページの「市議会」をご覧ください。



総務建設常任委員会

6月21日 開催

所管事項の調査

「尺土駅前周辺整備事業に関する事項について」

報告 道路改良工事については、昨年度中に尺土駅より東側の道路北側歩道の植樹帯を計画している部分と道路南側歩道の道路照明灯をのぞき完成している。未買収用地の地権者との交渉については、昨年度に交渉が成立した1件について、年内に家屋の取り壊しを予定している。引き



▲尺土駅東側の現在の様子

「国鉄・坊城線整備事業に関する事項について」

報告 国道24号線から西側、及び東側1つ目の交差点までの道路改良工事については、昨年度中に完了している。また、JRの架道橋部分の工事においては、既設構造物の取り壊しが完了し、本体部分の設置にとりかかっており、令和2年3月末の完成を目指して取り組んでいただいている。



▲JRの架道橋工事現場

用地買収については、本年度1件契約の承諾をいただいたが、まだ多数の地権者との交渉が残っており、引き続き事業完成を目指し努力しているところである。

「公共バスの運行について」

報告 利用状況としては、「平成30年度における1日当たりの平均利用者数は、『環状線ルート』と『ミニバスルート』の合計で、132,222人であり、前年度の同時期の平均利用者数132,344人と比較すると、ほぼ横ばいの状況である。

また、法定協議会において、路線や運行ルートに係る全体的な見直しについて協議いただいております。新たな形態による運行開始時期については令和元年10月を予定している。

再編案では、環状線ルートは、外回り、内回りともに、現行の5便での運行体制を維持していく方向で、運行ルートの若干の調整を行う。ミニバスルートについても、乗降者数の状況を踏まえて、運行ルートの調整を行っている。その中で、ミニバスルートの『笛堂薑ルート』と『笛吹梅室ルート』については、特に乗降者数が少ないことから、今後は利

用者が予約し、決められた運行経路を決められた時刻でバス停に停車する『葛城市予約型乗合タクシー』の運行を行うことになった。

今後、市民に対しては、広報紙への掲載、新運行ダイヤ及び利用者向け案内パンフレットの作成を通じて、変更点についてお伝えしていく。

問 ルートの再編成により、今後利用者数は増える見込みであるのか。

答 予測は難しいが、近年の利用者数はほぼ横ばいのため、現状のまま維持するのではないかとと思われる。今後、詳細については、分析をして報告をさせていただきます。



▲れんかちゃんバス

委員会報告

厚生文教常任委員会

6月24日 開催

所管事項の調査

「CO₂の減量化に関する諸事項について」

報告 笛堂区旧新庄クリーンセンター跡地に建設するストックヤード建設工事について、3月27日に建築工事契約が新和建設(株)により4,471万2千円で落札、3月29日に工事施工監理業務が(株)日産技術コンサルタントにより464万4千円で落札され、5月中旬に現場事務所設置、今月に杭打ち、来月に基礎工事に取り掛かり、順次竣工に向け進めていく予定である。



▲ストックヤード建設工事現場

「学校給食に関する諸事項について」

報告 2月に小学3年生と6年生、中学2年生を対象に、給食についての嗜好や味付け、どのように感じているかについてのアンケートを実施した。この結果をもとに給食のメニュー等に活かしていきたい。

問 食べ残しの問題での給食指導のあり方については。

答 現在はアレルギー等の問題があり、一律に指導はできない状況である。担任が給食指導する時に、食べられるのか食べられない物なのか、量は食べられるのかを、本人・保護者と良く相談しながら指導しており、そこにプラスして食べる楽しさを教えている。

「磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について」

報告 磐城小学校附属幼稚園改築工事について本契約を締結し、約1か月の準備期間を経て8月から来年の3月の完成に向けて工事を実施していく予定である。

問 工事中に影響が考えられるスポーツ少年団等の活動への影響についての調整は。

答 サッカーと野球については影響が出るかと考えており、昨年8月から

話し合いをしているがまだ理解をいただけない。

要請 市が責任をもつて練習場所を確保し、この話し合いの進捗については随時、報告していただきたい。

「水道事業に関する諸事項について」

報告 県域水道一体化について、今年中に県域水道一体化に係る協議会を設置し、令和2年に一体化に係る覚書を締結する。令和8年に経営統合、その後10年以内に事業統合をめざす計画であり、今後の検討方針、県域水道一体化に向けた課題、今年度の県域水道化の検討スケジュール案及び広域化に係る国の財政措置の拡充についての報告あり。更に、葛城市水道事業ビジョンについて、策定に至った経緯及び水道事業の沿革と概況、水道事業の現状と課題、水道事業の将来像と目標、実現するための施策、施策の進捗と見直し、フオーアアップ体制の概略についての報告あり。

問 今後、県域水道一体化の協議がされていくが本市の方針は。

答 県域一体化に向けて、本市が参画するかどうかの最終意思決定については、令和8年の経営統合の前に行う。それまでの間は、会議に参加

しての情報収集及び施設の更新・配水管の更新・自己水の利用について単価設定等の分析をしつつ、本市にとって有利な方を選んでまいりたい。

旧町時代における未処理金調査特別委員会報告

第17回 6月26日 開催

7月19日の委員会において関係者6人の証人喚問を行い、証人に証言を求める事項について議決を行いました。

第18回 7月19日 開催

証人尋問を実施

未処理金に関連する事項などについて、6名の証人に対して、本会議場において証人尋問を行いました。

議会改革特別委員会報告

7月26日 開催

議会改革に関する事項として、「議員研修の充実強化」、「市民懇談会」、「タブレット端末導入による議会のICT化」、「政務活動費」、「政治倫理条例の内容検討」について協議を行いました。

全国市議会議長会表彰

このたび、全国市議会議長会より、永年にわたり行政発展に寄与された功績から、議員在職20年の永年勤続表彰として西川弥三郎議員が、また、議員在職15年の永年勤続表彰として吉村優子議員が、それぞれ表彰され、6月議会冒頭に執り行われた伝達式において、藤井本議長より表彰状が手渡されました。

これからも健康に留意され、市制発展のためにご尽力賜りますようお願いするものであります。おめでとうございました。



▲西川弥三郎議員



▲吉村優子議員

議員人権研修会を開催

7月26日、関西大学心理学研究科（専門職大学院）教授の石田陽彦氏を講師にお招きし、「予防・対応・アフターケアの必要性」と題して、児童虐待をテーマに研修しました。「虐待の連鎖」と言われますが、原因は間違った子育ての学習であり、正しい（楽しい）子育ての学習が大切であると学びました。

虐待された児童は孤独感を持ち、その対応には心理療法を必要とします。葛城市での虐待の特徴は「ネグレクト（育児放棄）」が多いとのこと。葛城市のこども・若者サポートセンターが果たしてきた役割などについても認識しました。



県下の児童虐待の対応件数は1,825件です。現状を重く受け止め、研修の成果を活かしてまいります。

厚生文教常任委員会協議会で新町運動公園ピッチ整備状況を視察

8月19日から県内4市町の会場で全国中学校サッカー大会が開催され、全国から集まった選手達が熱戦をくりひろげ、交流を深めました。大会に先立つ8月7日、厚生文教常任委員会協議会で、大会の会場となった新庄第1健民運動場と新町公園球技場の視察を行いました。

芝生管理の専門家の指導の下、関係各位のたゆまない努力により、目に緑もまぶしい最適な天然芝グラウンドに仕上がっており、参加委員からも賞賛の声が上がっていました。



編集後記

6月28日及び29日、大阪にて安倍総理の議長の下で、G20大阪サミットが開催された。

世界の主要国のリーダーたちが一堂に会し、世界の経済成長の牽引と格差への対処、環境の地球規模課題への貢献など多くの分野で、G20としての力強い意志を大阪首脳宣言として採択された。結果的にはうまく収めたとの各報道機関のコメントであったように思うが、終始、米中間の貿易問題に注目が集まった印象が残った。

本市の6月議会もこの会議の前日まで開催され、多くの議論が交わされた。当然国際会議と市議会を比較することはどうかと思うが、会議を収めるという点においては参考になるのではないか。結果、結論を急ぐことなく、互いの考えを尊重することの大切さを今回のG20で学んだ。

(増)

議会だより編集委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 吉村 始 |
| 副委員長 | 谷原 一安 |
| 委員 | 杉本 訓規 |
| 〃 | 梨本 洪珪 |
| 〃 | 奥本 佳史 |
| 〃 | 松林 謙司 |
| 〃 | 川村 優子 |
| 〃 | 増田 順弘 |

◇次号の議会だより（令和元年12月1日発行予定）は、9月定例会の概要などをお知らせします。